

VI 生活衛生班

1 環境衛生

- 1) 環境衛生営業
- 2) 特定建築物の衛生管理
- 3) 水道に関する事業
- 4) 墓地・埋葬等に関する事業

2 食品衛生

- 1) 食品衛生対策
- 2) 食中毒予防対策
- 3) と畜検査等

3 医事・薬事

- 1) 医 事
- 2) 薬 事



1 環境衛生

1) 環境衛生営業

環境衛生営業については、公衆衛生に対する意識の向上などにより問題は少なくなってきた。しかし、理容所・美容所に対しては器具の消毒等の衛生指導、公衆浴場に対しては循環式浴槽のレジオネラ菌に関する指導、クリーニング業については、有機溶媒の取り扱いなどの指導が今後も必要である。

表1 市町別環境衛生営業施設数

平成27年度

業種別		市町村別	那覇市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	八重瀬町	浦添市	久米島町	粟国村	渡名喜村	渡嘉敷村	座間味村	南大東村	北大東村	合計		
理容所			54	50	50	28	15	39	26	90	13	0	1	1	0	1	1	1	369		
美容所			122	99	69	57	43	64	55	196	16	1	0	0	0	0	1	0	723		
公衆浴場	普通浴場	公営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		私営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他浴場	第1号	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		第2号	1	4	1	2	1	3	4	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27
		第3号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		第4号	4	2	5	3	0	3	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
合計		5	6	7	5	1	6	5	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0	49		
ホテル・旅館等	ホテル		4	1	2	0	0	0	1	5	8	0	0	1	0	0	0	0	1	23	
		客室数	570	168	68	0	0	0	52	157	529	0	0	57	0	0	0	0	27	1,628	
		収容人員	1,805	252	240	0	0	0	104	304	1,272	0	0	136	0	0	0	0	54	4,167	
	旅館		1	1	3	3	1	0	1	16	9	1	0	11	22	5	0	0	0	74	
		客室数	24	104	22	42	34	0	8	250	177	16	0	104	210	92	0	0	0	1,083	
		収容人員	64	348	71	84	68	0	24	518	421	48	0	318	633	201	0	0	0	2,798	
	簡易宿所		42	6	89	0	4	3	21	4	47	11	8	26	85	2	1	0	0	349	
		客室数	146	14	271	0	12	7	54	32	187	62	27	162	471	16	22	0	0	1,483	
		収容人員	583	37	1,040	0	25	17	146	62	691	170	108	631	1,649	40	56	0	0	5,255	
	下宿		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		客室数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		収容人員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		47	8	94	3	5	3	23	25	64	12	8	38	107	7	2	0	0	446		
	客室数	740	286	361	42	46	7	114	439	893	78	27	323	681	108	49	0	0	4,194		
	収容人員	2,452	637	1,351	84	93	17	274	884	2,384	218	108	1,085	2,282	241	110	0	0	12,220		
興行場	常設	0	0	2	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5		
	仮設及び臨時	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
	合計	0	0	3	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6		
クリーニング所	クリーニング所	9	5	5	3	2	1	2	12	3	0	0	0	0	0	0	0	1	43		
	取次所	28	42	15	18	12	20	11	180	0	0	0	1	0	0	0	0	0	327		
	無店舗取次店	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	合計	37	47	20	21	14	21	13	192	3	0	0	1	0	0	0	0	1	370		
特定建築物		10	14	4	11	1	9	4	23	4	0	0	0	0	0	0	0	0	80		
登録営業所		73	3	8	5	3	1	6	0	36	0	0	0	0	0	0	0	0	135		
合計		73	278	232	252	128	80	149	126	576	102	13	9	40	107	9	4	0	2,178		

2) 特定建築物の衛生管理

多数の者が使用し利用する店舗、事務所など、床面積が3,000㎡を超える建築物（学校では8,000㎡以上）については「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」

により特定建築物として定義され、その利用者の健康確保のため衛生上の管理基準が定められており、その管理者には建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならないことになっている。さらに特定建築物の維持管理は、通常保健所長の登録を受けた建築物清掃業者等によって行われており、管内では135業者が登録している。

表2 特定建築物の届出状況と建築物環境衛生の登録業者 平成27年度

業種別	市町村別														計		
	那覇市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	八重瀬町	浦添市	久米島町	栗国村	渡名喜村	渡嘉敷村	座間味村		南大東村	北大東村
特定建築物の届出状況	興行場							1	2								3
	店舗		3	7	1	2	1	4	1	5							24
	事務所		1	4	1	2		2	1	15							26
	学校					5											5
	旅館		2	2	1				1		3						9
	店舗及び事務所 その他			1	1			1		1	1						5
			4			2		1	1								8
	計		10	14	4	11	1	9	4	23	4	0	0	0	0	0	0
建築物環境衛生に係る登録業者	建築物清掃業	14		2					3								19
	建築物空気環境測定業	6															6
	建築物飲料水水質検査業者数					1			1								2
	建築物飲料水貯水槽清掃業者数	24	2	3	3	2	1	3	15								53
	建築物ねずみ・昆虫防除業者数	14		1	1			1	8								25
	建築物総合管理業者数	13		1	1			1	5								21
	建築物空気調和用ダクト清掃業																0
	建築物排水管清掃業者数	2	1	1				1	4								9
計	73	3	8	5	3	1	6	0	36	0	0	0	0	0	0	0	135

3) 水道に関する事業

水道法第3条の規定によると、上水道とは計画給水人口が5,001人以上、簡易水道とは101～5,001人までの水道をいう。管内では浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、久米島町、八重瀬町が上水道であり、離島は久米島を除いて簡易水道である。水源の確保の困難な離島において、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、座間味村は海水淡水化施設により水の安定供給を図っている。

また簡易専用水道とは水道事業者から供給を受ける水のみを水源とした、受水槽の有効容量が10m³を超える施設をいう。簡易専用水道取扱要領においては、設置者に届出の他、年1回の登録検査機関による検査等を義務づけている。

平成22年4月より、久米島町、渡名喜村、栗国村、北大東村へ、平成23年4月より与那原町、南城市へ、平成25年4月より浦添市、豊見城市、糸満市へ簡易専用水道に係る事務権限を委譲している。

登録検査機関：

- | | | |
|------------------|-------------|--------------------|
| ・(財) 沖縄県環境科学センター | 浦添市経塚720 | tel : 098-875-1941 |
| ・(株) 沖縄環境保全研究所 | うるま市州崎7-11 | tel : 098-934-7020 |
| ・日東化学工業(株) | 那覇市山下町28-36 | tel : 098-996-2346 |

4) 墓地・埋葬等に関する事業

墓地等の経営許可制度は「国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とする」という観点から設けられており、知事の許可処分もこの趣旨に沿って行われている。

墓地等の設置・経営については、公益性が強いこと、永続的管理が確保されなければならないことなど法の趣旨からも原則として個人墓地は認められていない。

また、墓地等の設置・経営については、市町村の都市計画や土地利用との関わりが深く、景観や宗教的感情から地域住民との調整が必要なため、住民生活に密着した市町村が許可権限を持つことが望ましい。そのため、平成21年4月から市町村への権限委譲を進めており、平成25年4月に西原町、与那原町、八重瀬町に移譲したことをもって、全ての市町村へ移譲された。

2 食品衛生

1) 食品衛生対策

近年、県民生活の向上及び食品製造・加工技術等の進展に伴い、食品流通の広域化・国際化が進んでいる。このため、食生活の多種多様化の傾向が高まり、県民からも「食の安全性の確保」が強く望まれている。食品に起因する危害の発生を未然に防止するため、営業施設の監視指導を行うとともに、営業者に対する食品衛生講習会を実施し、自主管理体制の強化を図った。さらに、食品の表示の徹底を指導するとともに、(一社)沖縄県食品衛生協会南支部と連携し、営業者並びに県民への食品衛生思想の普及啓発を推進している。

表1 市町村別食品衛生関係営業許可施設数

業種	平成27年度																		合計	
	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	渡嘉敷村	座間味村	栗国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	久米島町	八重瀬町	南部保健所管内	沖繩一円	不明		
飲食店	一般食堂・レストラン等	676	376	271	216	161	116	179	24	23	9	5	13	8	97	103	3	0	41	2,321
	仕出し屋・弁当屋	103	44	42	26	22	13	17	0	0	0	0	0	0	6	22	0	0	1	296
	旅館	6	3	1	7	2	1	0	15	47	6	3	3	1	11	0	0	0	2	108
	その他	689	414	216	176	136	194	170	12	25	2	0	20	5	60	92	542	73	147	2,973
菓子(パンを含む)製造業	148	124	75	77	50	21	46	4	6	3	1	8	2	34	41	82	11	22	755	
乳処理業	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
特別牛乳さく取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
乳製品製造業	3	2	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	12	
集乳業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
魚介類販売業	99	89	30	58	21	16	21	7	11	4	3	4	5	40	24	8	9	10	459	
魚介類せり売り営業	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	6	
魚肉練り製品製造業	2	13	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	2	24	
食品の冷凍又は冷蔵業	11	24	0	6	9	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	0	0	0	56	
かん詰又はびん詰食品製造業	1	3	5	4	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	18	
喫茶店営業	141	61	56	26	29	11	53	4	4	0	0	0	1	6	20	215	34	31	692	
あん類製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アイスクリーム類製造業	16	18	20	13	4	3	5	1	0	0	0	0	0	2	2	15	1	1	101	
乳類販売業	94	45	55	27	25	13	44	3	6	3	1	2	1	15	24	4	7	7	376	
食肉処理業	4	1	1	14	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	22	
食肉販売業	105	68	41	42	24	14	36	4	8	4	3	3	3	19	18	10	3	10	415	
食肉製品製造業	5	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	15	
乳酸菌飲料製造業	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
食用油脂製造業	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
みそ製造業	1	2	2	6	2	1	2	1	0	2	1	0	0	4	4	0	0	1	29	
醤油製造業	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
ソース類製造業	7	8	4	7	1	1	2	1	1	0	0	0	0	2	4	0	0	1	39	
酒類製造業	0	5	1	2	2	0	0	0	0	0	0	1	0	3	1	0	0	0	15	
豆腐製造業	4	18	12	5	8	1	3	1	1	1	2	1	0	4	2	0	0	1	64	
納豆製造業	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
めん類製造業	5	10	6	0	5	3	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	33	
そうざい類製造業	63	69	26	38	25	13	19	6	5	0	0	10	4	17	17	0	0	4	316	
添加物製造業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	4	
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
清涼飲料水製造業	16	17	9	9	8	2	3	0	0	0	0	0	0	11	4	0	0	0	79	
氷雪製造業	2	1	0	0	2	0	0	0	3	0	0	0	0	1	1	0	0	1	11	
氷雪販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	
合計	2,206	1,423	884	767	543	426	601	83	140	35	19	67	30	340	391	880	138	285	9,258	

※1 簡易営業

※2 自動車営業

※3 市町村不明施設

表2 許可を要する食品関係営業施設

平成27年度

業 種	営業施設数 (年度末現在)	営業許可施設数(年度中)		廃業件数 (年度中)	処分件数						告発件数(年度中)		調査・監視指導施設数(年度中)
		継続	新規		営業許可取消命令	営業禁止命令	営業停止命令	改善命令	物品廃棄命令	その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	2,321	147	205	186	0	0	0	0	0	0	0		355
一般食堂・レストラン等													
仕出し屋・弁当屋	296	20	26	21	0	0	0	0	0	0	0		46
旅館	108	5	4	5	0	0	0	0	0	0	0		9
その他	2,973	145	461	529	0	0	1	0	0	0	0		606
菓子(パンを含む。)製造業	755	49	122	161	0	0	0	0	1	0	0		177
乳処 理 業	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0		3
特別牛乳さく取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
乳製 品 製 造 業	12	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0		7
集 乳 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
魚介類販売業	459	34	40	26	0	0	0	0	0	0	0		101
魚介類せり売り業	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		8
魚肉ねり製品製造業	24	1	3	4	0	0	0	0	0	0	0		11
食品の冷凍又は製造業	56	5	5	3	0	0	0	0	0	0	0		16
かん詰またはびん詰食品製造業 (上記および下記以外)	18	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0		2
喫茶店営業	692	44	177	206	0	0	0	0	0	0	0		221
(再掲)自動販売機	251	19	41	27	0	0	0	0	0	0	0		60
あ ん 類 製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
アイスクリーム類製造業	101	5	15	26	0	0	0	0	0	0	0		21
乳 類 販 売 業	376	31	29	42	0	0	0	0	0	0	0		52
食 肉 処 理 業	22	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0		4
食 肉 販 売 業	415	34	38	26	0	0	0	0	0	0	0		72
食 肉 製 品 製 造 業	15	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0		14
乳酸菌飲料製造業	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0		4
食用油脂製造業	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0		2
マーガリン又は ショートニング製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
み そ 製 造 業	29	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0		13
醬 油 製 造 業	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
ソ ー ス 類 製 造 業	39	2	6	2	0	0	0	0	0	0	0		18
酒 類 製 造 業	15	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0		8
豆 腐 製 造 業	64	5	3	3	0	0	0	0	0	0	0		19
納 豆 製 造 業	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0		0
め ん 類 製 造 業	33	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0		5
そ う ざ い 製 造 業	316	24	35	24	0	0	0	0	0	0	0		80
添加物(法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る。)製造業	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		2
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
清涼飲料水製造業	79	11	5	11	0	0	0	0	0	0	0		39
氷 雪 製 造 業	11	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0		7
氷 雪 販 売 業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		7
計	9,258	592	1,182	1,282	0	0	1	0	1	0	0		1,929

露店・臨時及び仮設営業は、平成12年度の食品衛生法の一部改正により、簡易営業として取り扱われ、許可期限が5年となったが、施設基準は厳しくなり、より安全な食品ができるように考慮されている。管内には糸満ハーレー・与那原大綱引きをはじめ様々な祭りが多く、行事期間中における食品の安全管理を図るため監視指導を行っている。

	飲食店営業	喫茶店営業	菓子製造業	アイスクリーム類製造業	魚介類販売業	食肉販売業	乳類販売業	計
新規	124	54	31	3	0	4	0	216
合計	747	285	105	18	11	16	7	1,189

	営業施設数 (年度末現在)	処 分 件 数 (年度中)				告発件数 (年度中)	監視指導施設数 (年度中)
		営業禁止命令	営業停止命令	物品廃棄命令	その他		
給食施設	学 校	20					7
	病院・診療所	71					23
	事業所	35					31
	その他	362					10
乳さく取業	2						0
食品製造業	538						37
野菜果物販売業	1						0
そうざい販売業	0						0
菓子(パンを含む)販売業	54						0
食品販売業(上記以外)	299						34
添加物(法第7条第1項の規定により規格が定められたものを除く)の製造業	0						0
添加物の販売業	0						0
氷雪採取業	0						0
器具・容器包装、おもちゃの製造又は販売業	7						0
計	1,389	0	0	0	0	0	142

	収去したもの (実数)	乳及び乳製品の成分規格の定めのある事項に関する検査										乳及び乳製品の成分規格の定めのない事項に関する検査					
		試験した場所			不適検体数	不適理由(延数)						試験した場所			検査件数		
		保健所	地方衛生研究所	その他		無脂乳固形分	乳脂肪	比重	酸度	細菌数	大腸菌群	抗菌性物質	保健所	地方衛生研究所		その他	
生乳																	
牛乳	6			6													
部分脱脂乳																	
加工乳	乳脂肪分3%以上																
	乳脂肪分3%未満																
その他の乳																	

表6 食品等の試験検査結果

H27年度

	収去した もの (実数)	試験した場所			不良 検体 数	不良理由 (延数)							暫定的 規制値 の定め られて いる試 験した 収去検 体数 (実数)
		保健所	地方 衛生 研究 所	その他		大腸 菌群	異物	添加 物使 用基 準	法定 外添 加物	残留 農薬 基準	抗菌 性物 質	その他	
魚介類	6			6									
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品												
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品												
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品												
	生食用冷凍鮮魚介類												
魚介類加工品 (缶詰・瓶詰を除く)													
肉卵類及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	14	5	9										
乳製品													
乳類加工品 (アイスクリーム類 を除き、マーガリンを含む)													
アイスクリーム類・氷菓													
穀類及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)													
野菜類・果物及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	18		18										
菓子類													
清涼飲料水													
酒精飲料													
氷雪													
水													
かん詰め・びん詰め食品													
その他の食品	1			1									
添加物及びその他の製剤													
器具及び容器包装													
おもちゃ													
計	39	5	27	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2) 食中毒予防対策

平成27年度は食中毒が7件発生した。今年度はシガテラによる家庭内等での食中毒が5件と多発しており、カンピロバクターやサルモネラ属菌による食中毒も発生している。今後、シガテラに関する知識の普及啓発を図るとともに、引き続き営業者に食中毒の未然防止に努めるよう監視、指導する必要がある。

表7 食中毒発生状況

H27年度

	発生年月日	発生場所	摂食 者数	患者 数	原因食品	病因物質	原因施設
1	H27.5.18	自宅	1	1	魚料理	シガトキシン	家庭
2	H27.7.16	自宅	5	3	魚料理	シガトキシン	家庭
3	H27.8.2	自宅	5	3	不明	カンピロバクター	不明
4	H27.8.6	自宅等	5	2	魚料理	シガトキシン	家庭
5	H27.9.21	自宅	6	6	魚料理	シガトキシン	家庭
6	H27.10.24	自宅等	不明	8	串焼き	サルモネラ属菌	飲食店 (簡易)
7	H28.3.11	自宅	10	1	魚料理	シガトキシン	職場

3) と畜検査等

(1) と畜検査実施状況（平成27年度）

畜種別、月別と畜検査頭数、開場日数、と畜検査員動員数、と畜検査に基づく処分状況を表1に示す。

一部廃棄は炎症によるものが多い。

表1 と畜検査実施状況

		合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
豚	と畜検査員数	74	8	5	7	6	6	6	5	6	8	5	5	7	
	と畜検査員数	73	8	5	7	6	6	6	5	6	8	5	5	6	
	嘱託獣医師数	36	4	3	2	4	2	2	2	4	4	2	2	5	
	と畜頭数	81	4	3	7	1	4	3	1	9	28	2	12	7	
	開場日数	37	2	3	4	1	3	3	1	4	6	2	5	3	
	禁止廃棄	0													
	処分実頭数	10					1			1	7			1	
	疾病別頭数	10					1			1	7			1	
	炎症実頭数	10					1			1	7			1	
	一部廃棄総数	17					3			1	12			1	
	病名詳細	胸膜炎	1								1				
		膿瘍型肺炎	0												
		ヘモフィルス肺炎	0												
		肺炎その他	0												
		心外膜炎	2					1				1			
肝炎		4					1				3				
ミコプラズマ		0													
腸炎		2								1	1				
腹膜炎		1									1				
腎炎他		6					1				4			1	
腎嚢胞	1									1					
山羊（綿羊を含む）	と畜頭数	99	13	7	10	13	13	7	7	8	9	4	3	5	
	開場日数	52	7	4	6	6	4	4	4	4	3	3	2	5	
	禁止廃棄	0													
	処分実頭数	40	2	1	6	8	6	3	3	3	6	1	1		
	疾病別頭数	50	2	1	7	11	7	3	5	3	9	1	1		
	炎症実頭数	40	2	1	6	8	6	3	3	3	6	1	1		
	一部廃棄総数	50	2	1	7	11	7	3	5	3	9	1	1		
	病名詳細	胸膜炎	2							1		1			
		膿瘍	0												
		肺炎その他	1	1											
		心外膜炎	1							1					
		心内膜炎	1									1			
		肝包膜炎	1									1			
		肝炎	4			2	1	1							
		腎炎他	36	1	1	5	8	5	3	3	3	5	1	1	
腓膵炎		0													
筋肉膿瘍		0													
腸炎	4				2	1				1					
牛（とくを含む）	と畜頭数	3					1			1	1				
	開場日数	3					1			1	1				
	禁止廃棄	0													
	処分実頭数	2								1	1				
	疾病別頭数	2								1	1				
	炎症実頭数	2								1	1				
	一部廃棄総数	2								1	1				
	病名詳細	胸膜炎	0												
		その他肺炎	0												
		肝包膜炎	0												
		肝富脈	0												
		肝炎	0												
		腎嚢胞	0												
		腎炎他	0												
		腸炎	1									1			
その他	1									1					

(2) 認定小規模食鳥処理場確認処理状況（久米島赤鶏牧場、成鶏）

平成27年度の確認羽数、全部廃棄羽数、一部廃棄羽数の月別処理状況を表2に示す。

表2 認定小規模食鳥処理場確認処理状況

		合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
確認	羽数	12,937	895	878	696	1010	937	1391	1093	1115	1383	1272	1018	1249
廃棄羽数	全部廃棄	53	2	5	6	7	7	6	4	2	5	3	4	2
	合計	0												

全部廃棄：と体、内臓全ての廃棄

一部廃棄：内臓等一部分の廃棄

(3) その他

表3 と畜場・食鳥処理場の概要

	と畜場	認定小規模食鳥処理場
名称	久米島と畜場	久米島赤鶏牧場
代表者	大田治雄	山城和満
所在地	久米島町字兼城コーテ原215	久米島町字具志川山田588-7
電話番号	098-985-3094	098-985-2379
許可年月日	昭和56年11月12日	平成18年6月28日
許可番号	環衛第970号	沖縄県指令福第1661号
検印番号	7	
使用水	上水道水	上水道水
処理獣畜	牛・馬・豚・綿羊・山羊	鶏（成鶏）
1日の処理能力	大動物1頭、小動物17頭	150羽

表4 と畜場の使用料・解体料・検査手数料等

畜種	使用料	解体料	冷蔵等保管料	検査手数料
牛・馬	7,000	1,000	500	600
豚・とく・こま	3,000	500	500	300
山羊・綿羊	1,000	500	500	200

3 医事・薬事

1) 医事

(1) 管内の病院、診療所

平成28年3月31日現在、管内15市町村別の医療施設は表1のとおりであり、病院、診療所がそれぞれ29件、409件となっている。

表1 市町別病院・診療所施設数

平成28年3月31日現在

	病院	診療所						合計
		一般			歯科			
		個人	法人	小計	個人	法人	小計	
浦添市	8	49	36	85	46	12	58	151
糸満市	6	10	16	26	16	2	18	50
豊見城市	3	11	25	36	20	4	24	63
南城市	1	5	12	17	10	3	13	31
西原町	2	5	18	23	11	1	12	37
与那原町	1	4	9	13	4	2	6	20
南風原町	6	11	15	26	10	6	16	48
八重瀬町	1	5	6	11	6	1	7	19
久米島町	1	1	2	3	2	0	2	6
粟国村	0	0	2	2	1	0	1	3
座間味村	0	0	2	2	0	0	0	2
渡嘉敷村	0	0	1	1	1	0	1	2
渡名喜村	0	0	1	1	0	1	1	2
北大東村	0	0	1	1	0	1	1	2
南大東村	0	0	1	1	0	1	1	2
合計	29	101	147	248	127	34	161	438

【備考】 診療所については、個人、法人別に計上してある。

(2) 管内の施術所

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法により届出された施術所は表2のとおりであり、管内総件数は278件となっている。

表2 市町村別施術所数

平成28年3月31日現在

	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	八重瀬町	久米島町	粟国村	座間味村	渡嘉敷村	渡名喜村	北大東村	南大東村	合計
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	66	25	19	19	12	12	16	11	5	0	1	0	0	0	0	186
柔道整復師法	31	10	19	5	8	6	7	6	0	0	0	0	0	0	0	92
合計	97	35	38	24	20	18	23	17	5	0	1	0	0	0	0	278件

【備考】 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律による出張専門の届出をした者が45人いる。

2) 薬事

(1) 管内の薬局開設件数等

平成28年3月31日現在、薬局等の許可業態数の市町村別内訳は表3のとおりであり、薬局156件、店舗販売業57件などとなっている。

表3 市町村別薬事関係許可業態数

平成28年3月31日現在

	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	八重瀬町	久米島町	栗国村	渡名喜村	渡嘉敷村	座間味村	南大東村	北大東村	那覇市	県外	合計
薬局	56	20	18	10	17	7	17	7	3	1	0	0	0	0	0			156
薬局製剤製造販売業	3	1	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0			8
薬局製剤製造業	3	1	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0			8
店舗販売業	15	7	8	5	3	4	9	4	2	0	0	0	0	0	0			57
配置販売業	6	1	3	1	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	11	5	32
卸売販売業	21	1	6	0	1	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0			36
特例販売業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1			6
合計	104	31	35	17	28	13	34	14	5	2	0	1	1	1	1	11	5	303件

【備考】 配置販売業については、業者住所別に計上してある。

(2) 管内の毒物劇物営業登録件数

平成28年3月31日現在、毒物及び劇物取締法による販売業の登録件数は表4のとおりであり、管内総件数は115件となっている。

表4 市町村別毒物劇物販売業登録業態数

平成28年3月31日現在

	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	八重瀬町	久米島町	栗国村	渡名喜村	渡嘉敷村	座間味村	南大東村	北大東村	合計
一般	36	11	7	2	8	4	9	3	3	0	0	0	0	0	0	83
農業用品目	3	4	4	5	3	0	2	2	1	1	0	0	0	1	1	27
特定品目	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
合計	41	17	11	7	11	4	12	5	4	1	0	0	0	1	1	115